

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（５）
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	令和7年7月30日
【提出日】	令和7年8月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更、重要提案行為等の変更、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	フジテック株式会社
証券コード	6406
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー（Phillip, Meyer）
代表者役職	ジェネラル・カウンセル（General Counsel）
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

ポートフォリオ投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			23,373,661
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 23,373,661
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 23,373,661		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年6月27日現在）	V 78,900,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	29.62
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	29.37

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券の総数のうち、2,856,000株はGoldman Sachs Internationalとの令和4年4月1日付消費貸借により借り入れた。

提出者並びに提出者の関連ファンド又は関連エンティティであるOasis Investments II Master Fund Ltd、Oasis Japan Strategic Fund Ltd、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd、Oasis Japan Stewardship Fund Ltd、Opportunistic Access Master Fund, L.P.及びOasis Investments Ltd(以下、総称して「Oasis」という。)は、Bospolder Limitedとの間で、Oasisが所有する発行者の普通株式23,373,761株について、Bospolder 1株式会社(以下「公開買付者」という。)が開始する予定の公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に応募する旨の公開買付応募契約(以下「本応募契約」という。)を2025年7月30日付で締結した。

公開買付者は、EQT AB(関係会社及びその他の関連事業体を含む。)が運用、管理又はアドバイスを提供するBPEA Fund IX Pte. Ltd.によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されているBospolder Limitedにより発行済株式の全てを所有されている日本法に基づき設立されたBospolder 2株式会社の完全子会社であるとのことである。

本応募契約において、Oasis及びBospolder Limitedは、以下の内容を合意している。

本応募契約において、本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、第三者(発行者の買収取引のための手続に関して発行者若しくはその関連会社又はそれらのアドバイザー若しくは代理人が設定したバーチャル・データルームへのアクセスを行った者、又は当該者の関係者を除く。)が、(i)当該第三者による、発行者又は発行者の特別委員会に対する発行者の非公開化を目的とする真摯な公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)を開始する旨の意向表明、(ii)対抗公開買付けの公開買付者による、対抗公開買付けの開始に関する意向の公表、又は(iii)対抗公開買付けの開始のいずれか最も早い時点の168時間前における金5,700円(以下「本公開買付価格」という。)を15%超上回る金額に相当する買付価格により、買付予定数の下限を発行者株式の過半数以上とし、発行者株式の全てを対象とし、対抗公開買付けを開始した場合又は完全資金調達ベースで開始すること若しくは開始する意向を公表した場合において、Oasisが本応募契約その他の関連契約に基づく義務に違反しておらず、かつ、OasisがBospolder Limitedに対して対抗公開買付けにつき賛同する意向を有している旨の書面による通知を行い、当該通知日から7営業日を経過し、その間、Bospolder Limitedに本公開買付価格を引き上げる機会が付与された上で、なお対抗公開買付けに係る買付価格が本公開買付価格(本公開買付価格が引き上げられた場合には引き上げ後の価格)を引き続き上回る場合には、対抗公開買付けが取り下げ若しくは終了せずに存続している限り、Oasisは応募義務を免れるものとされている。

また、本応募契約において、Oasisは、本応募契約締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される発行者の株主総会において、()本公開買付け又は公開買付者による発行者の普通株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」という。)の実行を妨害し、干渉し、遅延させ、延期させ、悪影響を与え、又は阻止するおそれのあるいかなる提案にも反対の議決権を行使し、本公開買付け又は本取引を支持するものとしてBospolder Limitedが指定するいかなる提案にも賛成の議決権を行使し、()Bospolder Limitedが別途指定する場合を除き、発行者の取締役会が推奨する提案に賛成の議決権を行使し、()Bospolder Limitedが別途指定する場合を除き、発行者の株主が発行者に対して行った提案に反対の議決権を行使する義務を負っている。

本応募契約において、Oasisは、本応募契約に基づくOasisの義務の履行又は遵守をいかなる方法においても制限、制約、妨害、遅延、又は干渉するいかなる行為(Oasisが所有する発行者株式に対する担保設定を行わないこと、当該株式に係る譲渡等を行わず(但し、OasisがOasisの株主のためにレバレッジを活用し、これに関連して担保権を付与することは、本応募契約の目的を回避することを主たる又は唯一の目的としている場合を除き、本応募契約の違反を構成しないものとする。)、当該譲渡等に関するいかなる勧誘、協議、交渉等を行わないことを含む。)を行わない義務を負っている。

Oasisは、かかる義務の対象事項に関して連絡又は接触を受けた場合には、Bospolder Limitedに対して通知する義務を負っている。

なお、公開買付者は、2026年1月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことである。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	85,688,177
上記(Y)の内訳	ファンドの資金

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	85,688,177
-------------------	------------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地